

# 滋賀県被災建築物応急危険度判定士に登録いただいた方へ

平成27年4月1日

## ！発災時の判定活動に関する連絡について

○滋賀県で地震による建物被害が発生した場合

⇒判定活動を行うことになった際は、登録されている連絡先に連絡をします。

○滋賀県以外の都道府県で地震による建物被害が発生した場合

⇒応援要請規模に応じて招集いたしますので、地震が発生しても連絡を行わない場合があります。

\*いずれの場合も、被災地の判定活動状況より、連絡させていただく時期が地震発生直後でない場合もあります。また、被害の規模によっては連絡を行わない場合もあります。

## ！登録の更新手続について

⇒登録は5年ごとの更新制です。更新登録にご協力いただける場合は、有効期限の1か月前までに更新に必要な書類の提出をお願いします。

⇒有効期限が切れてしまっている場合は、再度、登録認定講習会を受講の上、登録をお願いします。



## ！住所、職場、資格区分などの変更があるとき

⇒認定事項変更届の提出をお願いします。

※改姓等、認定証記載事項に変更が生じる場合は、認定証を添付してください。

## ！他の都道府県へ転出された場合

⇒居住地も勤務地も滋賀県から転出された場合は、転出先の都道府県でも、判定士認定手続きをお願いします。相互認証制度がありますので、転出先の都道府県の窓口あて、お問い合わせください。

各都道府県ごとに認証条件が異なりますので、条件に合致しない場合は、当該都道府県による認定講習会等の受講が必要となる場合があります。

居住地、勤務地のいずれも滋賀県に属さなくなった場合、本県登録の判定士としては活動していただくことができません。

## ・様式等はこちらからダウンロードいただくことが可能です。

滋賀県ホームページ:ホーム>まちづくり・防災>住宅・建築>住宅>住まいの安全対策係>被災建築物応急危険度判定

## お問い合わせ、届出の提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県土木交通部建築課建築指導室 住まいの安全対策係

Tel:077-528-4262(直通) Fax:077-528-4912

